

令和5年 第1回定例会

# 愛知中部水道企業団議会会議録

令和5年2月20日

愛知中部水道企業団議会

# 令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

|          |   |
|----------|---|
| 招集告示     | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 一般質問一覧表  | 3 |
| 議案質疑一覧表  | 5 |

### 第 1 号 (2月20日)

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 議事日程                     | 7  |
| 出席議員                     | 7  |
| 欠席議員                     | 7  |
| 説明のために出席した者の職氏名          | 8  |
| 職務のために出席した職員の職氏名         | 8  |
| 開会の宣告                    | 9  |
| 諸般の報告                    | 9  |
| 開議の宣告                    | 10 |
| 議事日程の報告                  | 10 |
| 企業長あいさつ                  | 10 |
| 議会運営委員会委員長の報告            | 11 |
| 会議録署名議員の指名               | 12 |
| 会期の決定                    | 12 |
| 一般質問                     | 12 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 23 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 24 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 25 |
| 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 28 |
| 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決     | 29 |
| 議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 36 |
| 企業長あいさつ                  | 37 |

|       |    |
|-------|----|
| 閉会の宣告 | 37 |
| 署名議員  | 39 |

令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月7日

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

1 期 日 令和5年2月20日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

|     |     |      |    |     |    |      |    |
|-----|-----|------|----|-----|----|------|----|
| 1番  | 服部  | 龍一   | 議員 | 3番  | 近藤 | 善人   | 議員 |
| 4番  | 大橋  | ゆうすけ | 議員 | 5番  | 白井 | えり子  | 議員 |
| 6番  | 水野  | たかはる | 議員 | 7番  | 小嶋 | 立夫   | 議員 |
| 8番  | 塚本  | 克彦   | 議員 | 9番  | 加藤 | 孝久   | 議員 |
| 10番 | 野村  | ひろし  | 議員 | 11番 | 富田 | えいじ  | 議員 |
| 12番 | 伊藤  | 祐司   | 議員 | 13番 | 近藤 | 鑛治   | 議員 |
| 14番 | 國府田 | さとみ  | 議員 | 15番 | 中野 | まさひろ | 議員 |

不応招議員（1名）

2番 青木 亮 議員

令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

| 発言<br>順序 | 氏 名<br>(質問方式)     | 一 般 質 問 内 容   |
|----------|-------------------|---|
| 1        | 中野 まさひろ<br>(一問一答) | <p>南海トラフ地震等の大規模災害への対応について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>気象庁は、南海トラフ地震（M8からM9クラス）は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから切迫性の高い状態だと分析している。</p> <p>愛知中部水道企業団管内の水道施設の被害想定及び復旧計画について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 南海トラフ地震による水道施設の被害想定を伺う。</li> <li>2 その被害想定からの水道施設の復旧計画を伺う。</li> <li>3 先の令和4年第3回定例会において、「内部留保資金としては、大規模災害時に水道料金収入が一定期間途絶えることを想定して、過去の大震災である阪神淡路大震災や熊本地震において断水期間が3か月であったことを参考に、1か月あたりの水道料金収入、約5億円の3か月分となる約15億円が、運営上最低限必要な資金残高である。」旨答弁があった。</li> </ol> <p>さらに、「資金残高15億円という金額は、大規模災害時において、発災時以前に請求を受けた未払金や災害時の業務継続に係る支出などに対応することを想定している。」旨の答弁があったが、水道施設の復旧にはどの程度の資金が必要と想定しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 内部留保資金15億円では災害復旧できない場合の対応はどう考えているか。</li> </ol> |
| 2        | 白井 えり子<br>(一問一答)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コロナ禍4年目の今後の運営方針、財政の見通しについて</li> </ol>  |

| 発言<br>順序 | 氏 名<br>(質問方式)    | 一 般 質 問 内 容  |
|----------|------------------|--|
| 2        | 白井 えり子<br>(一問一答) | <p>2 寒波による水道管凍結事故について<br/>《質問要旨》</p> <p>1 コロナ禍も4年目に入らる中で、現状の課題、今後の財政計画についておききする。</p> <p>(1) コロナ禍3年の分析をどのようにされ、現状の課題をどのように捉えているか。<br/>また、電気料金、燃料費、物価高騰の中で、今後の財政計画をどのように立てていかれるのか。</p> <p>(2) 企業債はアクア・シンフォニー計画では毎年3億円と明記されているが、7億円になったり、5億円になったりするのなぜか。<br/>返済計画も含めお示しください。</p> <p>(3) 内部留保資金は資本的収支の補てんに充てる財源としているが、アクア・シンフォニー計画では、令和3年度19億円から毎年下がり続け、令和12年度は5億円まで減少している。<br/>これまでの答弁で、5年を目途に計画を見直すといわれたがどのように見直されているのか。</p> <p>2 1月下旬の寒波による水道管凍結事故による被害はいかがか。</p> |

令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

| 議案<br>番号  | 氏 名     | 議 案 質 疑 内 容   |
|-----------|---------|---|
| 議案<br>第3号 | 白井 えり子  | <p>議案第3号 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>1 定員管理計画との関係について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 定年延長制度が取り入れられるのは初めてであり、再任用職員など職員の配置、新規採用職員のバランスはどのようなになるのか。</p> <p>2 財政的にはどのように変化があるのか。</p>   |
| 議案<br>第5号 | 中野 まさひろ | <p>議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算編成方針について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 「工事費の上昇に加えて電気、ガス等燃料価格の高騰は、既に投資計画や純利益に多大な影響を与えており、これからも厳しい経営状況が続くことが予想されます。」とあるが、「投資計画や純利益への多大な影響」は、具体的にどのような影響か伺う。</p> <p>2 「内部留保資金や企業債残高に留意しながら、可能な限り経常経費を縮減し、第2次水道施設整備計画を始めとした各種事業を合理的かつ効果的に実施することにより、将来にわたって安心安全な水道水を安定的に供給するという水道事業者として最も重要な責務を遂行していきます。」とあるが、「可能な限りの経常経費の縮減」は、具体的にどのような縮減か伺う。</p> |

| 議案<br>番号  | 氏 名     | 議 案 質 疑 内 容  |
|-----------|---------|--|
| 議案<br>第5号 | 中野 まさひろ | <p>3 「令和5年度の予算編成にあたっては、各種事業における今後の方向性、課題及び改善策を明確にした上で、重要性、緊急性及び効果を勘案し、優先すべき事業に予算を重点的かつ効率的に配分することを考慮し、編成しました。」とあるが、「優先すべき事業に予算を重点的かつ効率的に配分することを考慮し、編成」した事業及びその重点的かつ効率的な配分の内容を伺う。</p>  |
|           | 白井 えり子  | <p>議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>1 第2条 業務の予定量について<br/>給水戸数、総給水量、1日平均給水量の予定について</p> <p>2 第4条 資本的収入支出について<br/>(1) 企業債借入額の算定について<br/>(2) 県補助金の対象工事について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 業務の予定量については、令和4年度見込と比較して、給水戸数が2,000戸増、総給水量が249,000m<sup>3</sup>減、1日平均給水量が682m<sup>3</sup>減となっているが、この状況をどのように分析しているのか。</p> <p>2 資本的収入支出について<br/>(1) 企業債を5億円に設定された根拠はどのようなか。<br/>(2) 補助金は昨年度より12,093千円が減額となっているが、この理由はどのようなか。対象工事は何か。</p> |

第 1 回 定 例 会

( 第 1 号 )

# 令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会

## 議 事 日 程

令和5年2月20日午前10時00分開会

- 日程第1 企業長あいさつ
- 日程第2 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 愛知中部水道企業団個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第10 議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について
- 日程第11 議員提出議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

---

## 出席議員（14名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 服部 龍一 議員   | 3番  | 近藤 善人 議員   |
| 4番  | 大橋 ゆうすけ 議員 | 5番  | 白井 えり子 議員  |
| 6番  | 水野 たかはる 議員 | 7番  | 小嶋 立夫 議員   |
| 8番  | 塚本 克彦 議員   | 9番  | 加藤 孝久 議員   |
| 10番 | 野村 ひろし 議員  | 11番 | 富田 えいじ 議員  |
| 12番 | 伊藤 祐司 議員   | 13番 | 近藤 鑛治 議員   |
| 14番 | 國府田 さとみ 議員 | 15番 | 中野 まさひろ 議員 |

## 欠席議員（1名）

2番 青木 亮 議員

---

説明のために出席した者の職氏名

|             |           |                 |             |
|-------------|-----------|-----------------|-------------|
| 企 業 長       | 小 浮 正 典 君 | 副 企 業 長         | 近 藤 裕 貴 君   |
| 副 企 業 長     | 小 山 祐 君   | 副 企 業 長         | 吉 田 一 平 君   |
| 副 企 業 長     | 井 俣 憲 治 君 | 次 長 ( 総 括 )     | 高 津 桂 一 君   |
| 次 長 ( 管 理 ) | 山 田 紀 夫 君 | 次 長 ( 営 業 )     | 近 藤 隆 徳 君   |
| 次 長 ( 技 術 ) | 谷 澤 英 一 君 | 専 門 監 兼 建 設 課 長 | 鈴 木 由 紀 夫 君 |
| 総 務 課 長     | 上 村 知 由 君 | 経 営 企 画 課 長     | 白 井 淳 君     |
| 事 業 推 進 室 長 | 川 本 弘 直 君 |                 |             |

---

職務のために出席した職員の職氏名

|                   |             |                   |           |
|-------------------|-------------|-------------------|-----------|
| 議 会 事 務 部 局 書 記 長 | 山 田 浩 司 君   | 総 務 課 課 長 補 佐     | 三 宅 徹 君   |
| 経 営 企 画 課 課 長 補 佐 | 春 日 井 希 美 君 | 豊 明 市 下 水 道 課 長   | 外 山 紀 元 君 |
| 日 進 市 下 水 道 課 長   | 石 原 直 樹 君   | み よ し 市 下 水 道 課 長 | 原 田 恭 光 君 |
| 長 久 手 市 下 水 道 課 長 | 丸 山 賢 一 君   | 東 郷 町 下 水 道 課 長   | 中 川 正 康 君 |

---

### ◎開会の宣告

○議長（塚本克彦議員） 皆さん、おはようございます。令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここ数年続いたコロナ禍により、企業団議会においても様々な制約がありましたが、少しずつ社会・経済活動はコロナ前に戻りつつあり、本日、無事に定例会を開催できましたことを感謝申し上げます。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵略、世界的なエネルギー価格の高騰、生活・食料品の値上げ等、いまだ予断を許さない状況が続いております。困難な時代ではありますが、市民、町民の生活を支える水道事業の重要性は今後も変わることはありません。持続可能な水道事業の未来に向けて、企業団職員の皆様方のますますの活躍を祈念するものであります。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の制定についてを始め5議案、議員提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての1議案でございます。

本定例会は、令和5年度の当初予算を審議する極めて重要な議会でございます。加えまして、私たち水道企業団議員の任期最後の議会でもあります。慎重審議をお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は14名で、議員定足数に達しております。よって、令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会は成立しておりますので、ただいまより開会いたします。

（午前 10時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（塚本克彦議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和4年度11月分から令和4年度12月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会の議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

---

◎開議の宣告

○議長（塚本克彦議員） それでは、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塚本克彦議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

---

◎企業長あいさつ

○議長（塚本克彦議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先月、全国各地に大雪をもたらした今シーズン最強寒波の影響により、北陸地方を中心に、水道管の凍結、破裂の被害が相次ぎ、中でも石川県では、能登地域を中心に最大1万世帯が断水するという大きな被害となりました。これは主に各家庭の給水管内の水道水が凍って亀裂が生じたことが原因であります。空き家を中心に漏水が多発したことで配水池の水位が低下し、断水や給水制限を余儀なくされたものです。

それに伴い、日本水道協会中部地方支部から応急給水の要請が発せられ、各地区から給水車で被災地域へ早急に駆けつけ、給水活動を行いました。この迅速な対応に、水道関係者の強固な連携・支援体制について再認識したところでございます。引き続き、災害に強い水道施設の整備とともに、危機管理能力の向上にも取り組み、安心安全な水道水を安定的に供給できる体制を維持できるよう努めてまいります。

さて、今年度の経営環境に目を向けてみますと、コロナ禍からの社会・経済活動の正常化が進みつつあり、有収水量全体では減少しているものの、大口使用者の使用水量の持ち直しにより、料金収入は前年度実績を若干上回る見込みとなっております。

その一方で、急激な工事単価の上昇に加えて、電気、ガス等の燃料価格の高騰が既に投資

計画や純利益に影響を与えており、今後も厳しい経営状況が続くものと予想しておりますが、水道事業者として、将来にわたって安定的に水道水を供給するという責務を果たさなければなりません。

こうした状況を踏まえ、令和5年度予算は、第3次アクア・シンフォニー計画の3年目として、基本理念である「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現を目指し、優先すべき事業に予算を重点的かつ効率的に配分することを考慮し、編成をさせていただきました。

本定例会で御審議いただく案件は、愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の制定についてを始め5議案でございます。

慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

○議長（塚本克彦議員） ありがとうございます。

---

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（塚本克彦議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

3番、近藤善人議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（近藤善人議員） 議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、2月7日午後2時及び本日午前9時30分より委員会を開催いたしました。2月7日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみ御報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第1号 愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の制定についてを始め5件、議員提出議案といたしまして、議員提出議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について1件であり、議案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で2名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は制限を設けず、関連質問は認めないものとしたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案、1人15分以内とし、質疑回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものとしたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（塚本克彦議員） お疲れさまでした。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本克彦議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、3番、近藤善人議員及び9番、加藤孝久議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（塚本克彦議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（塚本克彦議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

15番、中野まさひろ議員。

○15番（中野まさひろ議員） 15番、中野まさひろ、それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

質問事項は、南海トラフ地震等の大規模災害への対応についてであります。

気象庁は、南海トラフ地震、マグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震は、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和

南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態だと分析をいたしております。

愛知中部水道企業団管内の水道施設の被害想定及びその復旧計画について、順に伺ってまいります。

まず、1、南海トラフ地震による水道施設の被害想定を伺います。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員の質問に対する答弁者、谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 技術担当次長の谷澤でございます。

水道施設の被害想定でございますが、水道施設の配水池におきましては、大脇受水場にある2つの配水池のうち、1池のみが亀裂等の被害を想定しています。なお、この配水池は、第2次水道施設整備計画で耐震化工事を実施する予定であります。

管理棟は既に耐震化が完了しており、被害はないものと想定しています。

管路につきましては、令和3年度末の管路総延長1,854キロに対しまして、1,432か所の被害を想定しております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 亀裂等の被害を想定している配水池の役割とその規模を教えてください。

○議長（塚本克彦議員） 谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） この配水池は、県営水道から受水した水を二村山配水場へ送水するための配水池で、規模は1,300立方メートルです。また、災害時における配水池には、お客様の飲料水を確保する役割もございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 当該配水池は、第2次水道施設整備計画で耐震工事を実施する予定であるということですが、耐震工事の具体的な実施時期を教えてください。

○議長（塚本克彦議員） 谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 実施の時期でございますが、令和6年度に予定しています。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 耐震化工事の完了前に亀裂等の被害が起きた場合、配水に支

障が出るという想定でありますでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 修理が完了するまで、バルブ操作により耐震化されている1池での運用に切り替えることにより、配水に支障はありません。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） それでは、管路についてであります。管路については1,432か所の被害を想定ということですが、被害想定はどのように算出をされておりますでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 管路の被害想定は、公益財団法人水道技術研究センターの地震による管路被害予測式に、管の種類、口径、液状化などの地形条件から算出しております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 質問要旨の2番です。

その被害想定から水道施設の復旧計画について伺います。

○議長（塚本克彦議員） 谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 水道施設の復旧計画でございますが、水道施設の復旧は、被害状況の調査を行い、復旧計画を作成するため、完全復旧するまでに相当期間を要するので、具体的な計画はございません。

ただし、住民生活の回復のために、応急対策により約4週間で断水を解消することを目標に仮設配管の布設などを行います。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 発災直後から約4週間後の断水解消までの間の上水の応急給水計画について教えてください。

○議長（塚本克彦議員） 谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 応急給水についてでございますが、発災から3日間は、耐震性貯水槽、運搬給水により、お客様の生命や健康維持に必要な飲料水を確保し、発災4日目以降から3週間後までに、管路の修理に併せて仮設配管の布設などで応急給水所を設置し、

お客様の生活や社会活動を支える水道水を確保する目標となっています。そして、4週間後にはお客様の水道メータまで給水することを目標としています。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 質問項目の3番であります。

先の令和4年第3回定例会におきまして、「内部留保資金といたしまして、大規模災害時に水道料金収入が一定期間途絶えるということを想定して、過去の大震災である阪神・淡路大震災や熊本地震において断水期間が3か月であったことを参考に、1か月当たりの水道料金収入約5億円の3か月分となる約15億円が、運営上最低限必要な資金残高である」旨、答弁がありました。

さらに、「資金残高15億円という金額は、大規模災害時において発災時以前に請求を受けた未払金や災害時の業務継続に係る支出などに対応することを想定している」旨の答弁がありました。水道施設の復旧にはどの程度の資金が必要と想定をいたしているのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

水道施設の復旧費用でございますが、先の定例会でお答えしたとおり、この15億円は主に発災時以前に請求を受けた未払となっている支出に対応することを想定しております。例えば、令和3年度の最も支払金額の多い月では約14億円、少ない月では6億円となっております。15億円から未払となっている支払金額を差し引いた残りの金額を災害時の業務継続費用に充てることとなりますが、具体的に水道施設の復旧に係る資金の算定をしていないため、今後、実際に被災した団体などへ調査を行い、本企業団における災害復旧に係る費用の試算をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 答弁の、災害時の業務継続費用には、人件費等の義務的経費のほか、災害復旧のための経費を含んでいるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 御認識のとおり、災害時の業務継続費用には、災害復旧のための費用を含んでおります。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 内部留保資金15億円は、主に発災時以前に請求を受けた未払となっている支出に対応することを想定し、令和3年度の最も支払金額の多い月では約14億円であるということですが、内部留保資金15億円の確保は、決算時における確保ではなく、常時確保しておく必要があると理解してよろしいでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 内部留保資金としてお示しできるのは、決算時における金額となりますが、通常時の資金収支予定により適宜資金残高の動きに注視をまいります。以上です。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 資金残高が15億円を下回らないように注意していくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 御認識のとおりでございます。以上です。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 内部留保資金15億円に対して、主に発災時以前に請求を受けた未払となっている支出が、令和3年度の最も支払金額の多い月では約14億円であるとすると、災害時の業務継続費用のうち人件費等の義務的経費に充てる資金に対しても不足が生じる可能性があると思いますが、その際はどのように対応する計画でありますでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 平常時から可能な限り工事費など支払金額を平準化しておくことと併せて、事業継続計画を踏まえ、平常時とは違う災害時における義務的経費にはどのような経費があるかを把握し、その支払方法などで対応することを想定しておりますが、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 質問項目の4番です。

内部留保資金15億円では災害復旧できないという場合、その対応はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 対応につきましては、国からの補助金や給水開始後に収入となった水道料金により対応することが想定されますが、災害復旧に係る費用の試算を行った際に併せて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 答弁の、災害復旧に係る費用の試算が重要であり、早急に行いまして内部留保資金金額の妥当性を検証する必要があると思いますが、その試算にはどの程度の期間がかかる見込みでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 県内の同規模団体に聞き取り調査を行ったところ、いずれの団体も、災害復旧に係る費用の試算は行っておらず、今後、試算する予定もないとの回答でございました。災害復旧に係る費用の試算及び内部留保資金の妥当性検証の必要性は十分理解しているものの、被災の規模も現段階では想定するのが難しいため、検証には多くの期間がかかりそうですが、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 仮に内部留保資金の増額が必要であるとなった場合には、どのような対応をする計画でしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 不確定要素を加味することにより多大な負担を与える可能性がございますので、まずは内部留保資金の増額が必要かどうかを含め、仮に増額が必要となった場合、いずれかの事業を見直しするかなど対応を考えておりますが、慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） 先ほどの企業長の御挨拶の中にもございましたが、南海トラフ地震等の大規模災害時に、命をつなぐ上で最も大切な水の確保と復旧に万全を尽くしていただくよう強く要請いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塚本克彦議員） これにて、15番、中野まさひろ議員の一般質問を終わります。

続きまして、5番、白井えり子議員。

○5番（白井えり子議員） 5番、白井えり子です。一般質問に入ります。

全国では1,263水道事業の経営主体があるうち、49が企業団方式であり、どこも老朽施設の更新あるいは有収水量の減少など、同じ課題を抱えています。愛知中部水道企業団は、そんな中でも粛々と地道に事業推進をされていると思います。そんな中でお聞きをいたします。

1項目目の、コロナ禍4年目、今後の運営方針、財政の見通しについての1点目です。コロナ禍も4年目に入る中で、現状の課題、今後の財政計画についてお聞きをします。

コロナ禍はもう既に丸3年たっています。この3年の分析をどのようにされ、現状の課題をどのように捉えておられるのでしょうか。また、電気料金、燃料費、物価高騰の中で、今後の財政計画をどのように立てていかれるのでしょうか、お聞きします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質問に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） コロナ禍の分析と現状の課題につきましては、コロナ禍の影響を最も受けた令和2年度は、巣ごもり需要により増加した一般家庭の使用水量が、経済活動の停滞で減少した業務営業用の水量を大きく上回り増収となりました。

その後、令和3年度、令和4年度と徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあり、給水人口が増加しているものの、有収水量は減少しているため、給水収益は非常に伸び悩んでおります。費用に関しましては、令和2年度以降年々増加しており、純利益は令和2年度をピークに年々減少しております。

また、電気料金、燃料費、物価高騰は令和5年度においても続くと予想しており、経常費用の縮減、一部事業の取りやめや延期などにより、純利益や財源を確保していく予定でございます。

ただ、電気料金や物価高騰の先行きが不透明であるため、今後の財政計画に反映させるかどうかは、次の計画の策定時に判断したいと考えております。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、再質でお聞きしますが、企業団収入は、使用量料金の収入が中心で、構成市町からの繰入れはない財源構造になっています。この御答弁の中で、純利益が年々減少している中で、一部事業の取りやめ、延期などで財源を確保されるとのことです。具体的にはどのような事業に影響があるのでしょうか。

また、令和3年度決算では、収益的収支では黒字で11億円の純利益、施設整備等の資本的収支では29億円の赤字です。一方、経常収支比率は良好であり、資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、健全であると出ています。この違いについては、会計方式の違いで一切こういったことは問題はない、心配はないということでしょうか。どのようなお考えをお伺いします。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 初めに、どのような事業に影響があるかでございますが、実際に住民サービスに直接影響を及ぼさないと考えられる事業では一部取りやめなどの影響が出ており、今後は水道施設の改良事業の施工時期の見直しなどにも影響が出ると考えられます。

続きまして、令和3年度の決算の状況について、会計方式の違いで間違いのないのかについてでございますが、令和3年度の決算において、収益的収支では11億円の純利益が発生し、資本的収支では29億円の不足額が生じておりますが、これは公営企業会計における収益的収支と資本的収支の2本立ての仕組みから生じるもので、資本的収支は会計上常に不足となりますが、不足額につきましては補てん財源により補てんするため、問題はございません。

なお、経常収支比率は収益的収支の数値から算出し、資金不足比率は貸借対照表の数値から算出するもので、これらの指標と資本的収支の不足額との関連性はございません。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 会計方式の違いで、常にそこは赤字になっていても補てんができるから大丈夫だということですが、やはりこの純利益が減っている方の中で言えば、事業の取りやめや延期などで財源を確保していくということは大変将来的に心配に思います。

では、次に2点目です。

企業債についてですが、企業債については、財政経営計画であるアクア・シンフォニー計画において、令和3年度から12年度まで毎年3億円を定額で明記されています。これまではその方式だったと思いますが、最近では7億円になったり5億円になったり、変更があるのはなぜでしょうか。返済計画も含め、お示してください。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 企業債の借入額につきましては、急激な工事費の上昇に対応するため、当初の計画3億円から増額をしておりますが、企業債の対象にできる工事の件数

や金額は年度によって異なるため、令和4年度は7億円、令和5年度は5億円と借入額が変動しております。

また、返済計画でございますが、全て元利均等方式により、償還年限を40年、据置期間をゼロ年として借入れを行う予定となっております。令和4年度予算でお示いたしますと、水道事業費用における支払利息の割合は約0.5%、資本的支出における元金の償還金の割合は約5.7%となっております。

以上です。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 今、金利が低いからこの間に借入れをしているんな事業を進めようというお考えかと思えますけれども、いずれにしても借金であることには間違いありません。そういった中で、このアクア・シンフォニー計画が経営計画の大本になるわけですが、まだ始まって数年です。そうした中でいろいろな問題が生じていることは深く心にとどめていただかなければならないと思います。

それでは、急激な工事費の上昇の対応、あるいは起債の対象工事が毎年変わるためとの、今御答弁がありました。工事計画はある程度の年度、期間を立てて予定されると思いますが、それでは、企業債対象の工事はどのようなものがあり、対象とならないものはどのような工事があるのでしょうか。

また、工事の計画は第2次水道施設整備計画などにのっとり、何年先までが立てられていて、それに財政計画を当てはめ、支払など計画を立てていかれると考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 企業債対象の工事についてでございますが、企業債は年度末の借入れを基本としており、借入れの申込みを2月初旬に行うため、それまでに工事金額が確定している老朽管路の更新工事を対象としております。そのため、完了が年度末となる工事や年度を繰り越す工事につきましては対象としておりません。

続きまして、工事の予定でございますが、起債の対象としている老朽管路更新工事は、第2次水道施設整備計画の計画期間である令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としており、この投資計画に基づき財政計画を策定しておりますが、第3次アクア・シンフォニー計画の改訂に向けて財政計画の見直しを行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） まだこの中間年の令和5年度に中間の見直しをされて、その財政計画も見直していかれるということだと思いますけれども、是非こういった社会情勢の変動が急に来る場合もありますので、見直しについては多様な視点からやっていただかなければならないと思います。それは意見として申し上げます。

次に、3点目ですが、内部留保資金は資本的収支の財源補てんに充てるとされていることですが、このアクア・シンフォニー計画では、令和3年度、19億円から毎年下がり続け、令和12年度は5億円まで減少し、14億円もの開きがあります。以前の御答弁で、令和5年をめどに計画を見直すと言われましたが、どのように見直されるのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 計画の見直しにつきましては、これまでの答弁のとおり、第3次アクア・シンフォニー計画の改訂を令和8年度に予定しておりますので、改訂に向けて令和5年度から着手し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 企業団の財政経営計画書はアクア・シンフォニー計画であり、中間見直しが令和5年度からされるとのことです。もう既に令和5年度は、もう1か月ほど先にこれが始まっていきます。現在の社会情勢をどう判断、盛り込まれるのか、これについてもう一度、これは非常に想定外で来た状況もありますけれども、こういったことをどのように見直していかれるか、もう一度御判断をお聞きします。

それから、内部留保資金はめどとしてどのくらいを常に確保しておかれるのでしょうかということについてお聞きしますが、これは先ほど中野議員の質問の中に、災害時の対応として必要な金額として15億、これは常に確保していかなければならないという御答弁がありましたけれども、これは飽くまでも災害時に15億円を通常からそれは確保していかなければならないという御答弁でしたけれども、そうしますと、通常のこちらの財政の経営の方については、災害時に15億円は確保する、じゃ、それ以外の財政経営の方についてはどうなるのか、この辺がちょっと分かりにくかったものですから、もう一度この点について御説明をお願いします。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 内部留保資金についてでございますが、現在、内部留保資金

のめどとしている15億円を確保することを想定しておりますが、先ほど答弁させていただいたとおり、災害対応のこちらも含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） では、もう一点、先ほど中野議員……。ごめんなさい、これは関連ではなくて、この不足のとき、私、この15億円をめどということは今の御答弁で確認できましたけれども、不足する場合の補てんの仕方について、再度、どのように15億円に通常的に補てんしていくのか、この点についてお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 15億円の補てんですが、先ほども答弁しておりますように、令和8年度に計画の見直しがございます。その際に併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 大変、この内部留保資金の扱いについては非常にこの企業団の財政計画に大きな影響を与えると思いますので、是非その点についてはよろしくお願いいたします。

次に、2項目目の寒波による凍結事故についてです。

先ほど企業長の御挨拶の中に報告がありましたが、この中部水道企業団の管内では、この本年の1月下旬の寒波による水道管凍結による被害等はいかがだったか、お聞きします。

○議長（塚本克彦議員） 谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 技術担当次長の谷澤でございます。

1月下旬の寒波による水道管凍結事故の被害状況ですが、水道本管は凍結による破損事故はございませんでした。屋内給水装置では、1月25日水曜日から29日日曜日までの5日間で、凍結により水が出ない、屋内配管の破損などの連絡が34件ありました。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 比較的ふだんが温暖なこの東海地区でありますから、管内のところでは本体に響くような大きな事故がなかったということで、これは何よりでした。

では、一般の家庭の方がこの凍結予防について、非常にふだんあまり凍結ということがな

い地区でありますので、この凍結予防の事前の対策はどのように周知をされたのでしょうか。

また、今後の予防策についてはどのように周知をされるのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 谷澤次長。

○次長（技術）（谷澤英一君） 事前の周知につきましては、広報誌やホームページに、凍結の予防方法、凍結や水道管が破損した場合の対応などを掲載して周知しています。また、ホームページの掲載は、寒波が到来する数日前に緊急情報に切り替えて掲載しました。

今後の予防策につきましては、今後におきましてもお客様にホームページなどで適切に周知していきます。水道本管などの水道施設に関しましては、寒波の際は、日常点検に加えて凍結防止対策の点検も行い、破損事故を防止していきます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 最後、意見ですけれども、この凍結、おひとり暮らしの御高齢の方のおうちとか、それから空き家が大変増えている管内であります。ホームページ等、利用されない方も多数おられますので、これは自治体との協力の中で是非今後こういったことがないように、これはお願いをしておきたいと思います。意見です。

○議長（塚本克彦議員） これにて、5番、白井えり子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第6、議案第1号 愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

議案第1号 愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の愛知中部水道企業団個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項について規定するため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、第3条で開示請求に対する不開示情報を、第4条で開示請

求に係る手数料等を、第5条、第6条で開示請求に対する開示決定等の期限を、第7条で個人情報保護審議会への諮問を、第8条で運用状況の公表などを規定する全9条で構成するものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行し、附則第2条において現行の愛知中部水道企業団個人情報保護条例の廃止を規定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 全員賛成であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第7、議案第2号 愛知中部水道企業団個人情報保護審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

議案第2号 愛知中部水道企業団個人情報保護審議会条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護審議会の設置や運用に関する事項を定める愛知中部水道企業団個人情報保護条例が廃止されることから、新たに個人情報保護審議会の設置等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、第3条で審議会の組織及び委員を、第4条で調査権限に関する事項を、第5条で審査請求人の意見陳述を、第6条で審査請求人の意見書等の提出を、第7条で委員による調査手続を、第8条で意見書又は提出資料の写しなどの送付を規定する全11条で構成するものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行し、附則第3項の規定は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第2号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 全員賛成であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第8、議案第3号 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

議案第3号 愛知中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、国家公務員法の一部改正により、職員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制が設けられたことから、国家公務員の改正に準じまして、本企業団職員についても同様の措置を講ずる必要があるため、所要の整備を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、第3条で職員の定年年齢を65歳になるまで段階的に引き上げ、第4条及び第6条から第11条で管理監督職の職員を60歳到達日の翌日から最初の4月1日になるまでの間に非管理監督職へ降任させる管理監督職務上限年齢制を、第12条、第13条で60歳到達日の翌日から定年退職相当日まで退職した職員を短時間勤務の職へ任用できる定年前再任用短時間勤務制を規定するものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行し、改正附則の第11条の規定は公布の日からとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第3号については、質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、白井えり子議員。

○5番（白井えり子議員） 5番、白井えり子、議案第3号について、2点について質疑をいたします。

今回のこの改正は全国的に今回設けられていますけれども、この本企業団におきまして、定員管理計画との関係についてお伺いします。

1点目ですが、定員管理計画により職員採用数などが計画的に行われている中で、定年延長制度が取り入れられるのは今回初めてであり、再任用職員など職員の配置、また新規採用職員との採用のバランスはどのように調整をされるのでしょうか。

2点目ですが、この制度が取り入れられる中で、財政的にはどのように本企業団に影響があるのでしょうか。その点、お尋ねをいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

初めに1点目、再任用職員などの職員の配置及び新規採用のバランスについてでございますが、定年延長職員や再任用職員の配置につきましては、高齢期職員の多様な働き方ニーズに対応するため、職員の意向も確認しながら、これまでの知識や経験を活用し、事務・技術の継承など活躍できることを念頭に置いた配置を考えております。

また、新規採用につきましては、現時点で50歳以上の職員が全職員の約40%を占め、今後10年間で大量退職が想定されているため、新規採用は退職に対する補充として考えるのではなく、将来の年齢構成の平準化を念頭に、引き続き計画的、定期的に行う必要があると考えております。

次に、2点目、財政に与える変化についてでございますが、本企業団における定年延長制度が初めて適用となる令和6年度対象者において概算で試算いたしますと、60歳時点で対象者5人が常勤職員を選択したとした場合、令和5年度職員給与費予算に対する変化を算出いたしますと、再任用を選択した場合と比べて約1.5%の職員給与費の上昇が見込まれます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員。

○5番（白井えり子議員） 今の御答弁で、新規採用の特にそこが狭まるというようなことはないということが確認できました。

それでは、1点、役職定年の方は、この制度を使った場合、どのような号給になるのでしょうか。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 役職定年後の職についてでございますが、号給ということではなく、国の取扱いに準じまして、非管理監督職におけるできる限り上位の職へ降任する予定で考えております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、5番、白井えり子議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 全員賛成であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第9、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の所要の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、第1条の公益的法人等への職員の派遣に関する条例では、管理監督職勤務上限年齢制の特例により引き続き管理監督職として勤務する職員を派遣できない職員とし、第2条の愛知中部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、地方公務員法の一部改正に伴い、語句等の整理を行い、第3条の愛知中部水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例では、懲戒処分に伴う減給効果について改めるものでございます。第4条の愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、法の一部改正に伴う語句等の整理を行い、第5条の愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例では、管理監督職勤務上限年齢制の特例により引き続き管理監督職として勤務する職員を育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員とし、第6条の愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例では、60歳到達後最初の4月1日以降の常勤職員の

給与を7割水準とし、第7条の愛知中部水道企業団職員の再任用に関する条例では、現行の本条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第4号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本克彦議員） 全員賛成であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第10、議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

高津総括次長。

○次長（総括）（高津桂一君） 総括次長の高津でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について御説明いたします。

お手元の令和5年度予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、総則でございます。

次に、第2条でございますが、予算の基本となります業務の予定量でございます。給水戸

数につきましては13万9,400戸、年間の総給水量は3,531万7,000立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業といたしまして、41億7,580万5,000円で、第2次水道施設整備計画に基づく管路耐震化事業、老朽管路更新事業や土地区画整理等受託事業を実施する予定でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入といたしまして、第1款の水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までを合わせまして、77億2,574万4,000円で対前年度0.2%、1,193万7,000円の増でございます。

次に、支出でございますが、第1款の水道事業費用は、第1項の営業費用から第2項の営業外費用までを合わせまして65億7,988万5,000円で、対前年度0.7%、4,823万4,000円の増でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入といたしまして、第1款の資本的収入は、第1項の企業債から第4項の固定資産売却代金までを合わせまして13億7,758万1,000円で、対前年度6.9%、1億200万3,000円の減でございます。

次に、2ページの支出でございますが、第1款の資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の補助金返還金までを合わせまして44億2,699万2,000円で、対前年度3.1%、1億3,956万1,000円の減でございます。

従いまして、収入から支出を差し引きますと、1ページの第4条の本文、2行目前半に記載してありますとおり、不足する額が30億4,941万1,000円となりますが、この不足額につきましては、減債積立金1,300万円、建設改良積立金2億2,793万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億3,302万2,000円、過年度分損益勘定留保資金14億9,040万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金10億8,504万9,000円で補てんするものでございます。

次に、2ページの第5条、債務負担行為といたしまして、令和6年度までの管路耐震化工事といたしまして、限度額を6,186万4,000円、令和6年度までの老朽管路更新工事として、限度額を7億4,229万1,000円と定めるものでございます。

第6条は、企業債でございます。第2次水道施設整備計画に伴うものでございまして、限度額は5億円であります。起債の方法につきましては証書借入れでございまして、利率につきましては4%以内で借入れをするものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用ができる場合は、営業費用、営業外費用及び

特別損失の間に限ると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費9億3,298万7,000円と交際費30万円でございます。

第9条は、たな卸資産購入限度額を4,749万6,000円と定めるものでございます。  
令和5年2月20日提出。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第5号については、質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

15番、中野まさひろ議員。

○15番（中野まさひろ議員） 15番、中野まさひろ、それでは、議案第5号 令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について、その令和5年度愛知中部水道企業団水道事業会計の予算編成方針について質疑をさせていただきます。

まず、質疑要旨の1で、1項目目、「工事費の上昇に加えて電気、ガス等燃料価格の高騰は、既に投資計画や純利益に多大な影響を与えており、これからも厳しい経営状況が続くことが予想されます。」とありますが、投資計画や純利益への多大な影響は、具体的にはどのような影響か伺います。

2項目目です。「内部留保資金や企業債残高に留意しながら、可能な限り経常経費を縮減し、第2次水道施設整備計画を始めとした各種事業を合理的かつ効果的に実施することにより、将来にわたって安心安全な水道水を安定的に供給するという水道事業者として最も重要な責務を遂行していきます。」とありますが、可能な限りの経常経費の縮減は、具体的にどのような縮減かを伺います。

3項目目です。「令和5年度の予算編成に当たっては、各種事業における今後の方向性、課題及び改善策を明確にした上で、重要性、緊急性及び効果性を勘案し、優先すべき事業に予算を重点的かつ効率的に配分することを考慮し、編成しました。」とありますが、優先すべき事業に予算を重点的かつ効率的に配分することを考慮し、編成した事業及びその重点的かつ効率的な配分の内容を伺います。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

1項目目の投資計画や純利益への多大な影響についてでございますが、まず投資計画への

影響ですが、令和3年度に策定した当初計画ベースで御説明いたしますと、工事費の上昇により、第2次水道施設整備事業を推進するに当たって、計画と比較して、令和4年度は3億円、令和5年度は2億円の増額を必要としております。

続いて、純利益について単年度予算ベースで申し上げますと、電気、ガス等燃料価格の高騰により、動力費と光熱費の両科目合わせて、令和4年度は予算対比で約2,900万円、令和5年度は前年度予算対比で約5,000万円の増額となっており、純利益に影響しております。

2項目目の経常経費の縮減についてでございますが、広報誌の発行回数の見直しや庁舎改修工事の一部取りやめなどにより、収益的収支全体で約1,600万円の縮減となっております。

3項目目の優先すべき事業に予算を重点的かつ効率的に配分することを考慮し、編成した事業及びその重点的かつ効率的な配分の内容についてでございますが、老朽管路の更新工事の推進、先ほどの動力費や光熱水費、消費税インボイス制への対応など、令和5年度における必須事業について優先して予算を計上しております。

また、債務負担行為の活用による諸経費の抑制、システム機器や水質検査機器などの更新延期、取水ポンプ更新の周期見直しなど、予算を効率的に執行できるよう考慮しております。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 中野議員。

○15番（中野まさひろ議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、1項目目です。工事費の上昇により、第2次水道施設整備事業を推進するに当たって、計画と比較して、令和4年度は約3億円、令和5年度は約2億円の増額を必要ということですが、令和4年度は約3億円の増額財源の手当てはどのようにされたのか伺います。

また、令和5年度の約2億円の増額財源はどのように確保されるのでしょうか。予算説明資料3ページによりますと、老朽管路の更新率及び管路の耐震適合率に支障は生じていないようではありますが、第2次水道施設整備計画の事業費を増額して対応しているということでしょうか。

2項目目です。広報誌の発行回数の見直しによる広報の活動の低下にはどのように対処されるのでしょうか。それから、庁舎改修工事の一部取りやめとはどのような内容の工事か。また、延期ではなく取りやめか、工事の取りやめで支障はないかの各点を伺います。

3項目目です。消費税インボイス制度への対応とは、具体的にはどのような内容でしょうか。債務負担行為の活用による諸経費の抑制とは、具体的にどのような内容でしょうか。さらに、システム機器や水質試験機器などの更新延期、取水ポンプ更新の周期見直しは、法定の耐用年数を超えての使用をするということでしょうか。また、一時的な措置でしょうか、恒久的な措置でしょうか。以上を伺います。

○議長（塚本克彦議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 1項目目の再質問、増額財源の手当てについてでございますが、令和4年度及び令和5年度とも企業債の借入額を当初計画の3億円から増額して対応しております。

続きまして、第2次水道施設整備計画の事業費を増額して対応しているということかについてでございますが、老朽管路の更新率及び管路の耐震適合率につきましては、計画策定時よりも事業費は増額しておりますが、目標値を達成できるよう、先ほど申し上げた増額した企業債2億円により対応するものでございます。

2項目目の再質問、広報誌の発行回数の見直しについてでございますが、発行回数を減らす代わりに、QRコードを掲載してホームページへ誘導するなどして、充実した情報を発信してまいります。

また、庁舎改修工事の一部取りやめの具体的な内容でございますが、事務室以外の天井や壁の改修を取りやめるもので、取りやめても支障はございません。

3項目目の再質問、消費税インボイス制度への対応につきましては、令和5年10月からの国の消費税インボイス制度開始に向け、料金システムなどのシステムを改修するものでございます。

続きまして、債務負担行為の活用による諸経費の抑制についてでございますが、債務負担行為を活用して工事規模を大きくして発注することにより、諸経費の抑制が図られるものでございます。

また、機器類の更新延期につきましては、法定耐用年数を超えて使用することもございますが、機器の保守点検を行いながら、使用に問題のないものの更新を延期するものでございます。取水ポンプ更新の周期の見直しは、稼働している3か所の水源取水のポンプを、3年周期で更新していたものを4年周期で更新するものでございます。

なお、今回更新を延期した機器類は、主に令和5年度に更新を予定していたものを一時的に延期いたしました。機器によっては恒久的に行うものもございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、15番、中野まさひろ議員の質疑を終わります。

続きまして、5番、白井えり子議員。

○5番（白井えり子議員） 5番、白井えり子です。

では、議案第5号について質疑をします。

1点目ですが、第2条の1点目、業務の予定量については、令和4年度見込みと比較して、給水戸数は2,000戸増でこの戸数は増えていますが、給水水量が24万9,000立方メートル減少、割り返すと1日平均給水量は682立方メートル減少となっています。家は増えても有収水量は減少する、この状況をどのように分析して予算を今回見られておられるのでしょうか。

2点目です。第4条の資本的収入支出についてです。そのうちの1ですが、企業債の借入額の算定ですが、企業債については質問の方でも説明はありましたが、今回令和5年、これを5億円にされた。この5億円の金額の算定根拠はどのようでしょうか。今回この5億円の算定根拠についてお示しをください。

それから、2点目ですが、県補助金の対象工事は、昨年度より1,209万3,000円の減額となっています。この理由はどのようか、対象工事は何になるのか、以上、お願いいたします。

○議長（塚本克彦議員） 白井議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

1項目目の業務の予定量についてでございますが、給水戸数が2,000戸増加しているにもかかわらず、総給水量の減や、それに伴い1日平均給水量が682立方メートル減となっているのは、一般質問でも御回答させていただきましたが、コロナ禍での巣ごもり需要により増加した一般家庭の使用水量が徐々に減少し、コロナ禍前の状況に戻りつつあるためと分析しております。

2項目目の資本的収入支出についてでございますが、まず、1点目の企業債の借入額につきましては、工事費の上昇や資金残高の状況を年度ごとに判断しており、令和5年度の発注予定の老朽管路更新工事のうち、起債の対象となる工事を選定し、更に資金残高を勘案した結果、5億円に設定したものでございます。

続きまして、2点目の補助金の減額の理由についてでございますが、補助の対象工事の件数は、令和4年度と同様に5件となっておりますが、補助金対象工事の交付基本額の減少に

伴い、減額となったものでございます。

工事対象につきましては、三ヶ峯幹線送水管布設替工事その4始め5件となっております。  
以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） これにて、5番、白井えり子議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

5番、白井えり子議員。

○5番（白井えり子議員） 5番、白井えり子、賛成の立場から発言をいたします。

予算編成方針にもありますが、厳しい社会情勢の影響は投資計画や純利益に多大な影響を与えており、次世代に経済的負担を先送りすることがないように、内部留保資金や企業債残高に留意しながら優先すべき事業に予算を重点的に配分するなど、厳しい状況の中でも着実に事業を進めていく決意が述べられています。今回の質問、質疑において、状況は厳しいながらも事業が進められていくことが確認できました。

また、老朽化した水道管の取替えは喫緊の課題ですが、現行のやりくりの中で進めていかれることを願います。

また、水道水源環境保全事業1トン1円基金は、ユーザーが水源を守るためにできる重要な事業です。現地との協議は大変なこともあるかと思いますが、有効にこの基金が活かされることを望みます。

また、企業団の取組として、新たに「誰でもわかる水道事業会計」を作成されたり、森から生まれた木曾の水もいち早くペットボトルからアルミ缶に変えられたり、足元から取り組まれる姿勢は大変評価できます。令和5年の社会情勢がどのようになるか分かりませんが、確実に命の水を皆さんに届けていただくことを願い、賛成討論といたします。

○議長（塚本克彦議員） 続いて、反対討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（塚本克彦議員） 全員賛成であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚本克彦議員） 日程第11、議員提出議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤善人議員。

○3番（近藤善人議員） 議員提出議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この案を提出させていただきますのは、個人情報保護に関する法律が改正され、地方公共団体の機関から議会が除かれたため、議会でも個人情報の保護に関する条例を制定する必要があるからでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（塚本克彦議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（塚本克彦議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（塚本克彦議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（塚本克彦議員） 起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他整理は議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚本克彦議員） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

#### ◎企業長あいさつ

○議長（塚本克彦議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

小浮企業長。

○企業長（小浮正典君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重なる御審議を賜り、原案どおり御議決いただき、誠にありがとうございました。

令和5年度におきましても、いつも安心安全で将来にわたり持続できる水道システムの実現に向けて、老朽管路の更新を始めとした各種事業を合理的かつ効果的に実施するよう、職員一同、一層の努力をしてみたいと思いますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

議員各位におかれましては、なお一層の御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、さらなる御活躍をお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（塚本克彦議員） どうもありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（塚本克彦議員） 本日は、慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

これもちまして、令和5年第1回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

(午前 11時16分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年 2月 20日

議 長 塚 本 克 彦

署 名 議 員 近 藤 善 人

署 名 議 員 加 藤 孝 久